1

平成２９年度第３回
酒田市環境審議会

環境影響評価について

平成29年8月30日（水）午後1時30分～3時
ごみ処理施設2階大会議室

2

説明事項

I. 今回の審議会の目的

II. 環境影響評価について

III. 【参考】意見交換のポイント

3

Ⅰ　今回の審議会の目的と進め方

① 【目的】市長からの諮問への答申
⇐県知事からの意見（環境保全の見地）照会

② 進め方

自由な意見交換
⇒その中から環境保全に関するものを取りまとめ答申
※答申書については、会長と副会長で作成いたします。

③ 今後の予定

i. 9月初め　答申（審議会会長⇒市長）※書面の送付
ii. 9月上旬　市長が県知事に回答
iii. 県知事が事業者へ回答（パブコメ結果及び事業者見解を知事に送致してから60日以内）

4

Ⅱ　環境影響評価について①

- 環境影響評価とは、
- ✓『環境アセスメント』とも呼ばれる
- ✓ 開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて**環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度**
（環境省　環境影響評価支援ネットワークＨＰより）

5

Ⅱ　環境影響評価について②

- 環境影響評価の内容～調査、予測、評価
  - （調査）
    事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすること
  - （予測）
    調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
  - （評価）
    調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う**環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているか**どうかについての**事業者の見解**を明らかにすることです。

これが最終目的
事業者の環境配慮の自己評価

6

Ⅱ　環境影響評価について③
～義務としての環境影響評価

- 環境影響評価は、事業の種類や規模に応じて、法律や条例で義務付けられている。
  - 国・・・環境影響評価法
  - 環境影響評価条例等制定団体数（H28.3.31現在、環境省まとめ）
    県・・・４７団体
    市・・・２５団体
  - 山形県では、「山形県環境影響評価条例」を制定
  - 酒田市には条例は無いものの、スモールアセス・自主アセス（法律や条例で義務でなくても自主的に行うアセス）を推奨
    ・・・大規模事業でなくても、環境配慮が必要な事案
    例：エアコンの室外機からの騒音→設置場所や向きの配慮
    例：薪ストーブからの排煙→煙突の高さ、使用時間の配慮

対象事業や規模に違いはあるが、国内のアセスは大体同じ内容

今回の事業は、県条例でアセスが義務

7

Ⅱ　環境影響評価について④
～環境影響評価手続

※以下は、一般的な手続きで、今回の手続きとは、多少異なります

県条例には、「配慮書」手続きがありません。

Ⅰ　戦略的環境アセスメント
①配慮書の手続き～事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝える

Ⅱ　事業アセスメント
②方法書の手続き～環境アセスメントの方法を伝える
③アセスメント（調査・予測・評価）の実施
④準備書の手続き～環境アセスメントの結果を伝える
⑤評価書の手続き～ 準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したもの

⑥報告書の手続き～環境保全措置等の実施状況について伝える

・**①配慮書、②方法書、④準備書　の手続きでは、住民等の意見を聴取**

8

Ⅲ　【参考】意見交換のポイント①

英scope：範囲
⇒「範囲決定」「絞り込み}

- 方法書とは、
  - 「スコーピング」と呼ばれる。
  - ✓ どのような項目について、（例：二酸化窒素について）
  - ✓ どのような方法で、（例：数値計算します）

  環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの
- 地域に応じた環境アセスメントを行うことが必要
  →地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く手続を設けています

9

Ⅲ　【参考】意見交換のポイント②

方法書の構成

1. 事業者の名称など
2. 事業計画の概要
   ～何を作ろうとしているのか（バイオマス発電所⇒県条例アセス対象）
3. 地域特性の把握
   ～どんな場所に作ろうとしているのか（港湾地域、工業専用地域）
4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
   - ✓ どんな項目について、（例：騒音について）
   - ✓ どんな方法で調査して　（例：現地で実際に測って）
   - ✓ どんな方法で環境への影響を予測して　（例：工場の騒音を加えた計算をする）
   - ✓ どんな方法で環境配慮を評価するのか　（例：環境基準と比べる、対策の有無を確認する）

10

Ⅲ　【参考】意見交換のポイント③
酒田市環境審議会の役割

- 酒田市環境審議会の委員の構成（酒田市環境審議会条例第3条）

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　市議会議員

(2)　識見を有する者

(3)　市民代表者

(4)　経済関係者

(5)　市職員

→環境の専門家というよりは、様々な視点からの意見

※専門性は、専門委員で補完

11

Ⅲ　【参考】意見交換のポイント④

- 住民参加の意義
  人びとの精神面や快適性に関わる、景観や身近な自然とのふれあい、歴史的文化的価値のような個々の地域によって判断が異なる領域では、地域住民の判断も尊重されるべきである
  （『環境アセスメントとは何か』原科幸彦）

○ 山形県環境影響評価条例の対象事業と規模要件

	事業の種類	内容	山形県環境影響評価条例 普通地域（特別地域以外）	山形県環境影響評価条例 特別地域	環境影響評価法(参考) 二種事業以上
1	道路	高速自動車国道	—	—	全て
		首都・阪神高速道路等	—	—	4車線以上
		自動車専用道路	4車線以上又は2車線以上で森林地域が15km以上	4車線以上又は2車線以上で森林地域が10km以上	—
		一般国道	4車線以上で7.5km以上又は2車線以上で森林地域が15km以上	4車線以上で5km以上又は2車線以上で森林地域が10km以上	4車線で7.5km以上
		県道・市町村道	4車線以上で7.5km以上又は2車線以上で森林地域が15km以上	4車線以上で5km以上又は2車線以上で森林地域が10km以上	—
		農道	幅員が6.5m以上で森林地域が15km以上	幅員が6.5m以上で森林地域が10km以上	—
		林道	幅員6.5m以上で15km以上	幅員6.5m以上で10km以上	幅員6.5m以上で15km以上
2	河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上	貯水面積75ha以上
		堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上	湛水面積75ha以上
		湖沼開発(水位調節施設)	—	—	湖沼開発面積75ha以上
		放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上	改変面積75ha以上
	鉄道	新幹線鉄道	—	—	全て
		鉄道・軌道	—	—	7.5km以上
	飛行場	飛行場	—	—	滑走路1875m以上
	発電所	水力発電所	—	—	出力2.25万kw以上
		火力発電所	—	—	出力11.25万kw以上
		地熱発電所	—	—	出力7500kw以上
		風力発電所	—	—	出力7500kw以上
		原子力発電所	—	—	全て
3	廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	3ha以上又は容積15万立米以上	1.5ha以上又は容積7万5千立米以上	25ha以上
		ごみ焼却施設	焼却の処理能力8t/h以上	焼却の処理能力4t/h以上	—
		し尿処理施設	処理能力が8kl/h以上	処理能力が4kl/h以上	—
	公有水面の埋立・干拓		—	—	40ha以上
4	土地区画整理事業		75ha以上	50ha以上	75ha以上
	新住宅市街地開発事業		—	—	75ha以上
	新都市基盤整備事業		—	—	75ha以上
5	流通団地造成事業		75ha以上	50ha以上	75ha以上
6	住宅団地造成事業		75ha以上	50ha以上	75ha以上
7	工業団地造成事業		75ha以上	50ha以上	75ha以上
8	レクリェーション施設建設		50ha以上	25ha以上	—
9	土石の採取又は鉱物の掘採		30ha以上	15ha以上	—
10	工場又は事業場		最大排出ガス量20万N立米/h以上又は平均排出水量1万立米/日以上	最大排出ガス量10万N立米/h以上又は平均排出水量5千立米/日以上	—
11	下水道終末処理場		20ha以上	10ha以上	—
12	畜産施設		20,000頭以上の豚房施設又は2,000頭以上の牛房施設	10,000頭以上の豚房施設又は1,000頭以上の牛房施設	—
13	建築物		高さ100m以上	高さ50m以上	—
14	複合開発事業		75ha以上	50ha以上	—

	港湾計画	—	—	埋立掘込300ha以上

・特別地域とは、国立公園、国定公園、県立自然公園などの特に環境に配慮を要する区域です。
・対象事業の規模要件については、条例施行規則の別表第1を要約したものですから、詳しくはそちらをご覧ください。
・環境影響評価法で環境影響評価を行う場合は、県の条例の対象とはなりません。